

長沼町公式 LINE 情報発信システム構築及び運用委託業務公募型プロポーザル
審査会設置要綱

(設置)

第1条 長沼町公式 LINE のシステム構築及び運用に係る委託契約の相手方を選定するため、長沼町附属機関設置条例（令和2年条例第12号）別表第2に定める「受託者の選定に係る委員会」として、長沼町公式 LINE 情報発信システム構築及び運用委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、町長が指名する者を委員とし、10名以内をもって組織する。

2 審査会には委員長を1名置き、副町長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

4 委員に事故があるとき又は委員が欠けたときは、委員長は、その職務を代理する者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、業務に係る委託契約の相手方の選定が終了する日までとする。

2 特定の職により審査会の委員となった者に異動があったときは、その後任者が引き続き委員となる。

3 前項の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の業務)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる業務を処理する。

(1) 企画提案書の評価方法の決定

(2) 企画提案書の評価及び採点

(3) 最適な委託契約の相手方の選定

(4) その他企画提案書を審査及び評価するために必要な事項に関すること

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会の議長は、委員長をもって充て、会務を総理する。

3 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、持ち回り等の方法により委員全員の了承が得られた場合、議事（評価及び契約候補者の選定に関するものを除く。）を決することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局の設置)

第6条 審査会に事務局を設置する。

2 事務局は政策推進課に置き、委員長の命を受け、その庶務を担当する。

(守秘義務)

第7条 審査会の委員及び事務局員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。